

さいたま市隣保館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年11月13日

さいたま市長

清川友人

さいたま市規則第108号

さいたま市隣保館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市隣保館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第127号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

三つ和会館利用 (変更) 許可申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

電話番号

次のとおり利用 (変更) したいので申請します。

利用日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜間
	日 (曜日) 午前・午後・夜間
	日 (曜日) 午前・午後・夜間
	日 (曜日) 午前・午後・夜間
利用室名	
利用目的	
利用人数	人
利用備品	
備 考	※ 変更許可申請の場合は、こちらに変更前の利用日時等を記載すること。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
様式第2号（第4条関係） 三つ和会館利用（変更）許可書 [略]		様式第2号（第4条関係） 三つ和会館利用（変更）許可書 [略]	
[略]		さいたま市長	
利用 日 時 間		年 月 日（曜日）午前・午後・夜 間	
日 時 間		日（曜日）午前・午後・夜 間	
日 時 間		日（曜日）午前・午後・夜 間	
[略]		午前	
備 考		午後	
※ 変更許可の場合は、こちらに変更前の利用日時等を記載しています。 [略]		時から	
		時まで	
		午後	
[略]		午後	
[略]		時まで	
[略]		午後	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市隣保館施行規則の様式第1号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。